

25 - 19 上・下水道事業

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 釧路市の水道事業の認可

水道事業経営の廃止届けを提出し、給水区域・水道施設をそのまま引き継ぎ新市としての同経営認可申請を行う。

(2) 釧路市の水道会計

(3) 音別町の工業用水道事業

(4) 水道、簡易水道及び農業用水道事業の浄水施設

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 簡易水道事業の認可

各市町は水道事業経営の廃止届けを提出し、新市としての同経営認可申請を行う。

なお、現行を引き継ぐ施設等の老朽化対策は、新市における事業会計の健全化を図りながら検討。

(2) 簡易水道会計

阿寒町簡易水道事業は地方公営企業法を全面適用し釧路市の上水道事業と一の企業会計として統合し、音別町の特別会計は現行を引き継ぐ。

(3) 農業用水道事業

(4) 水道料金等の収納

合併後2年程度で地域の実情に十分配慮した効率的な収納体制を整備（委託化推進）。

延滞金規定、給水停止基準、料金減免規定等は釧路市の基準に統一するが、一部簡易水道で行っている福祉減免は合併後2年程度で整理を行う。

(5) 下水道事業計画

釧路市を処理区とする公共下水道は現行のまま新市に引き継ぎ、阿寒町及び音別町を処理区とする特定環境保全公共下水道は統合し、地域バランスを考慮して整備計画を推進。

(6) 下水道会計

阿寒町・音別町の特定環境保全公共下水道は、合併後2年程度で特別会計から企業会計へ移行することとし、資産の整理や事務処理の統一に取り組む。

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 水道料金等の賦課

合併後2年程度でランニングコスト抑制に向けた釧路市の体制への統一を周知。

また、用途認定等の賦課基準も釧路市の基準に統一。

(2) 下水道使用料等の賦課

検針・調定体制は、合併後2年程度で統一を図る。

また、新市の賦課基準は以下、ア～エに統一。

ア 水道水は水道使用量

イ 井戸水（地下水）は量水器または使用実態により認定（ただし、家事用の使用は人数による基準水量を設ける）

ウ 温泉水は量水器または使用実態により認定（ただし、阿寒湖温泉地区は当分の間、契約本数による定量認定とする）

エ 使用水量と汚水排出量に著しい違いがある場合は使用実態により認定

（3）私道への公共下水道管渠布設制度

布設要件の住宅戸数は2戸以上とする。